

### 家族委員會實行方針

二、開する情報立記の上本部に送る  
二、支部、正財会は本部よりの情報の請求の有無にかかわらず必要  
とする事項は必ず本部に其の報告を怠つてはなりない。  
(例へば支部、正財会内に起つた問題或いは起すべき問題、計画書  
せんとする事業、事件、集会、附近工場の動静宣傳の可能の如  
く他團体の活動等其他一切)  
三、本部は支部正財会よりの情報の申達を受けた場合、合せ責任  
ある者等を講ぜ取扱ひを取る。  
四、情報用紙は一定の形式に依り各責任部長の姓名捺印を  
必要とする  
(毎月の理事会の不レジ用紙は毎月印刷製本中であるが、是非次回使  
用するとしている)

三番議基本干別、運行計スレ絶對に他方利用不可は存り故、  
只第議發行の場合、  
（正委員會公文）第議部長は某種大半第議發行の氣運  
有當關、且直に責任を以て本部ノ級若シ適宜の处置を  
本部ノ共に講究を爲シ、  
六番議（第一回時）に於ての委員長、毛及ハ支部第議部長  
も總合本部ノ幹部實業家ヲ諮詢多能リ其後又以て一切の對  
策を議レ戰術を執行する事也。